

介護保険住宅改修のてびき



大野城市
令和2年3月

目次

どのような人が対象になりますか？・・・・・・・・・・ 2P

どのような家が対象になりますか？・・・・・・・・・・ 2P

どのような工事ができますか？・・・・・・・・・・ 3P

いくら給付されますか？・・・・・・・・・・ 4P

申請の方法は？・・・・・・・・・・ 5P

申請の流れ・・・・・・・・・・ 6P

事前申請に必要な書類・・・・・・・・・・ 7P

工事完了した時に必要な書類・・・・・・・・・・ 9P

よくある質問・・・・・・・・・・ 10P

介護保険制度では、要介護（要支援）認定を受け在宅生活をしている人が、安全に自立した生活をするために小規模な住宅改修をする場合、申請により、住宅改修費用のうち20万円を上限に、かかった費用の9割～7割を住宅改修費として支給します。

■どのような人が対象になりますか？

・大野城市で要介護（要支援）認定を受け、在宅で生活している住宅改修の必要性がある人が対象です。申請を考えている場合は、ケアマネジャーに相談し、工事前に必ず市へ事前申請を行ってください。

※ 住宅改修を行う場合は、必ず市に事前申請が必要です。

★こんな困りごとや心配はありませんか？？

たとえば・・・

※玄関から道路までの階段につかまるところがなくて怖い。

※浴槽をまたぐとき、不安定で転びそうになる。

※自宅が和式トイレだけれど、膝がいたくてかがめない。

※車いすを使っているが、玄関の前に段差があって困っている。

など・・・

▼

自宅に手すりやスロープを取り付ける工事、
和式便器を洋式便器に取り替える工事などができます！！



■どのような家が対象になりますか？

・介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住している住宅です。

※玄関の外であっても、道路に出るまでのアプローチの部分は対象になります。

※新築する場合は対象となりません。

■どのような工事ができますか？

下表の工事が対象となります。

	住宅改修項目	対象となる改修内容
1	手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）等に転倒予防や移動、移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事。
2	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室などの床をかさ上げするなどの工事。踏み台やスロープなどを設置する場合は、固定するものに限る。
3	滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更	居室では畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室では滑りにくい床材への変更、通路面（アプローチ）では滑りにくい舗装材への変更などの工事。
4	引き戸等への扉の取替え（扉の取替えよりも安価な場合は扉の新設も含む）	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、重く開閉が容易でない引き戸の軽いものへの変更、ドアノブの変更、戸車の設置などの工事。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は除く。
5	洋式便器などへの便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事。 洋式便器をかさ上げする工事。
6	その他1～5の工事に付帯して必要な工事	手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修、便器の取替えに伴う給排水設備工事（既存配管している場合で、配管の長さを伸ばす又は短縮する場合）や床材の変更などの工事。

介護保険から支給される工事費の9割～7割分は、被保険者（40才以上）の皆様が納める保険料を財源としています。

介護保険で行われる住宅改修は、「本人の希望」や「本人の生活がより充実するように」ではなく、「本人と介護する家族のために必要な最低限の工事」で、工事前に事前申請を市に提出・協議することが前提です。

■いくら給付されますか？

要件を満たす住宅改修にかかった費用のうち、20万円を上限としてその9割～7割が支給されます（※給付制限を受けている場合は3割又は4割）。上限は20万円ですが、同じ家屋で、利用者一人に対して複数回に分けての利用することもできます。

また、転居したときや、要介護度が3段階以上上がったとき（※1）は、再度20万円までの利用ができる場合があります。

※1 要介護度が3段階以上上がったとき

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分の段階から、3段階以上上がった場合（3段階リセット）に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます（初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず20万円となります）。

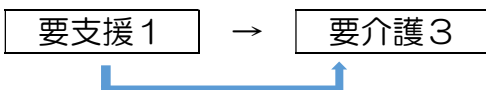
なお、この例外は、同一被保険者について1回のみ適用されます。

第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 / 要介護1
第1段階	要支援1

←要支援2と要介護1は同じ段階として算定されます。

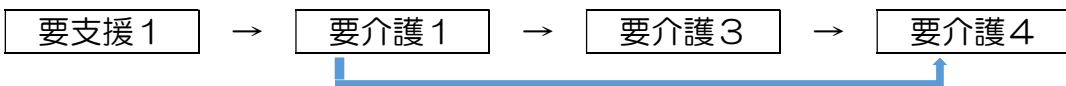
例① 3段階リセットされる

20万円利用 → 再度20万円まで利用できる



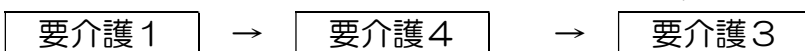
例② 3段階リセットされる

住宅改修せず → 20万円利用 → 利用不可 → 再度20万円まで利用できる



例③ 3段階リセット後の利用

15万円利用 → 9万円利用 → 残額11万円まで利用できる



○再度支給限度額20万円まで利用できる

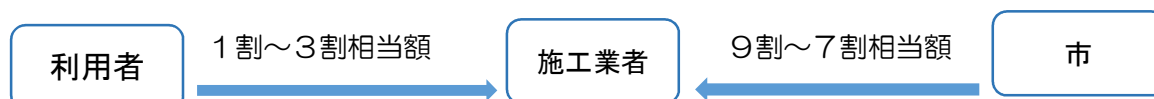
※ 前回の残額5万円は加算せず、新たに20万円が上限となります。

■申請の方法は？

2通りの申請方法があります。ただし、どちらも**必ず、住宅改修着工前の事前申請が必要**です。**事前の申請及び市からの承認がない場合は、対象となる工事であっても、住宅改修費を支給することはできませんので、十分にご注意ください。**

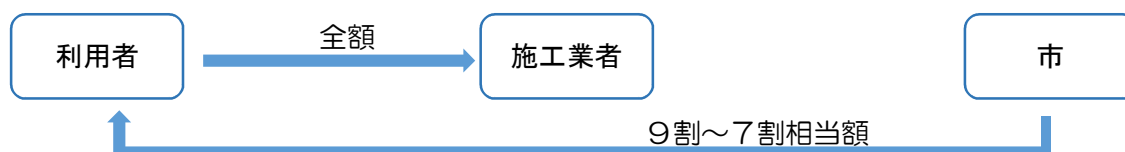
① 受領委任払（給付券方式）

※要介護認定新規・変更申請中や入院中は利用できません。



住宅改修の事前審査後、承認された場合は利用者に給付券を発行します。利用者は工事完了後、給付券を施工業者に渡し、住宅改修費用の1割～3割相当額を施工業者に支払います。適切に工事が行われていることを確認後、9割～7割相当額を市から直接施工業者に支払います。

② 償還払



要介護（支援）認定新規・変更申請中や、入院中の場合は償還払でのみの申請になります。現在入院中で、退院時までには住宅改修を完了しておく必要がある場合などは、この償還払方式のみ利用できます。

住宅改修の事前審査後、施工業者及び申請者に承認可否の連絡をします。利用者は工事完了後、住宅改修費用の全額を一旦施工業者に支払います。市は、工事が適切に行われていることを確認した後、住宅改修費用の9割～7割相当額を利用者に支給します。

要介護（支援）認定の新規・変更申請中の場合は、認定結果が出た後、入院中の場合は退院した後に完了報告の提出ができます。ただし、認定の結果が「非該当」となった場合は対象外となりますのでご注意ください。

■申請の流れ

① ケアマネジャーなどに相談する

担当のケアマネジャーなどに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

介護（予防）サービスを利用しておらず、担当のケアマネジャーがいない場合は、申請の際に提出する理由書を書くことができる資格を持つ施工業者に直接依頼することもできます。大野城市では、ケアマネジャーのほか、一級建築士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上その他これに準ずる資格を持つ者に理由書作成の資格を認めています。

介護保険住宅改修でできるのは、最低限必要な改修に限られています。資格を持つ施工業者に直接依頼する場合も、工事の内容について、担当者とよく話し合い、十分に検討し、必ず工事着工前に事前申請の上承認を得てください。



② 施工業者の選定・見積り依頼

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類などを依頼します。複数の業者に見積りを依頼して、金額などを比較しましょう。



③ 事前申請 **※必ず、着工前に事前申請が必要です！！**

大野城市長寿支援課の窓口で事前申請を行います。事前申請がない場合は、対象となる工事であっても支給を受けることができませんので注意してください。

事前申請に必要な書類は、「■事前申請に必要な書類」を参照。



④ 住宅改修の着工

事前申請で提出された書類の確認後、大野城市長寿支援課から、工事内容承認の連絡があります。必ず、承認完了後に着工するようにしてください。

※申請方法によって、連絡方法が異なります。

◆受領委任払い（給付券方式）

→利用者宛に、「住宅改修費給付券交付決定通知書」「住宅改修費給付券」「工事完了届出書兼請求書」が届きます。

◆償還払い

→施工業者宛に承認完了の電話連絡、利用者には承認完了の通知を送付します。

★どちらの方式も改修内容に変更があった場合は、変更申請が必要です。



⑤ 完了報告

大野城市長寿支援課の窓口で事後申請に必要な書類を提出します。

完了報告に必要な書類は、「■工事完了した時に必要な書類」を参照。

償還払い方式を利用する場合、要介護認定の新規・変更申請中の場合は、認定結果が出た後、入院中の場合は、退院した後に完了報告を行います。

■事前申請に必要な書類

★改修内容に変更が生じた場合は、必ず再度の事前申請若しくは変更申請が必要です。
市役所にご相談ください。

	提出書類	備 考
1	<p>(受領委任払) 介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修費支給申請書(給付券方式)</p> <p>(償還払) 介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修事前承認申請書(償還払方式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訂正は申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。(金額に関する訂正は直接訂正に限る。) 被保険者証等を参考に正確に記載すること。 改修費用見積額は、見積額の金額を記入する。 被保険者に居宅(介護予防)サービス計画がされているかの確認を行い、作成されている場合は担当のケアマネジャーに連絡の上、申請書にケアマネジャーの事業所と氏名を記入する。
2	住宅(家屋)所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は配偶者が家屋の所有者の場合は不要。 共有名義により所有者が複数の場合は、それぞれの承諾書が必要。
3	住宅改修が必要な理由書	<p>≪理由書の記載ができる資格≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員(ケアマネジャー) 地域包括支援センター職員(社会福祉士・保健師・経験ある看護師・高齢者保健福祉で相談業務3年以上従事した社会福祉主事)で、介護予防サービス計画を作成している職員。 作業療法士/理学療法士 福祉住環境コーディネーター2級以上 1級建築士 <p>※理由書作成者の資格証明書の写しを添付すること。(大野城市基幹型地域包括支援センターで作成の場合は不要)</p>
4	図面	<ul style="list-style-type: none"> 見取り図に改修箇所と内容を記載する。 (特に段差の解消については、改修前と改修後の段差がどのように変わるかわかりやすく記載する) 改修箇所ごとに番号をつけ、写真と見積書にも同じ番号を記載し一致させる。 動線がわかるよう部屋名を記載する。部屋名は、「住宅改修が必要な理由書」「住宅改修工事内訳書」において統一してください。

5	改修前写真	<ul style="list-style-type: none"> • 日付入りのカラー写真。カメラに日付機能がない場合は、黒板や紙等を利用して写真の中に日付を入れてください。 • 設置場所にテープを貼ってから写真をとる、撮影の写真にマジック等で書き込むなど、改修予定の内容がわかるようにしてください。 • 段差解消や便座の高さを変更する場合は、段差がわかるように、メジャーや物差しを置いて、目盛りがわかるよう撮影した写真が必要です。
6	住宅改修工事内訳書（見積書）	<ul style="list-style-type: none"> • 社印を押印してください。 • 材料費については、材質・サイズなどの規格、数量・単価など可能な限り詳細に記載する。既製品を使用する場合はカタログのコピーを添付してください。 • 工賃は原則、改修箇所ごとで分けて記載する。材料費や施工費が区分できず、まとめて記載する特段の事情がある場合は、事前申請時にその旨相談してください。 • ユニットバスに交換する場合など、他の工事と一体化している改修は、支給対象分を面積按分などにより、支給対象となる費用が算出できる場合は、対象となります。見積書は総額で記入し、その内訳として介護保険対象分の金額が分かるように作成してください。

■工事完了した時に必要な書類

	提出書類	備 考
1	<p>(受領委任払) 工事完了届兼請求書 ※給付券と併せて利用者へ送付 しています。</p> <p>(償還払) 介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修支給申請書(償還払 方式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受領委任払の場合、口座は工事施工業者の口座です。 償還払の場合、口座は原則被保険者本人の口座です。被保険者と同世帯員以外の方の口座を指定する場合は、口座名義人の身分証明書(免許証等)の写しが必要です。 訂正は直接印で行ってください。金額の訂正はできませんので、差し替えとなります。 受領委任払の場合の「請求金額」は、給付券に記載してある給付予定金額と同額です。 償還払の場合の「改修費用」は、工事費総額の金額と同額です。
2	領収書	<ul style="list-style-type: none"> 必ず原本を持参してください(コピー後原本返却)。 宛名は被保険者本人であること。 受領委任払の場合の領収書の金額は、給付券に記載してある利用者負担予定額と同額です。 償還払の場合の領収書の金額は、工事費総額の金額と同額です。
3	改修後写真	<ul style="list-style-type: none"> 日付入りのカラー写真であること。カメラに日付機能がない場合は、黒板や紙等を利用して写真の中に日付を入れてください。 改修箇所全てを、改修前写真と同じ方向から撮影し、改修前後を対比できるようにしてください。 段差解消や便座の高さ変更を行った場合は、改修後の高さがわかるよう、メジャーや物差しを置いて、目盛りが読み取れるように撮影してください。 段差の解消において、式台の設置等を行った場合は、固定していることが分かる部分も撮影してください。
4	給付券 (受領委任払いの場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 記名、押印された給付券を利用者から受け取り、請求書に添付してください。 確認日は必ず工事完了日以降の日付です。 ※工事内容確認署名欄に、利用者の記名捺印が必要です。

■よくある質問

(住宅改修全般について)

Q1. 借家ですが、住宅改修はできますか？

住宅所有者の承諾書があれば住宅改修は可能です。ただし、退去時の原状回復する場合の費用は、全額自己負担となります。

Q2. 一時的に身を寄せている住宅の改修はできますか？

介護保険証に記載のある住所においてのみ、住宅改修の対象となります。したがって、一時的に身を寄せているような場合は対象となりません。

Q3. 現在入院中で住宅改修が終了したら（まもなく）退院する予定ですが、退院前に住宅改修はできますか？また、介護保険認定申請中ですが、住宅改修はできますか？

償還払方式（利用者が工事代金を一旦全額支払って、介護給付分のみを後日受け取る方法）のみ可能です。ただし、退院後・認定後でないと住宅改修支給申請（完了報告）手続きをすることができません。

※介護認定申請中に事前申請及び工事を行い、認定結果が「非該当」となった場合は、住宅改修費の支給は受けられませんのでご注意ください。

なお、償還払・受領委任払ともに、必ず**事前申請が必要です**。

Q4. 現在、他市で介護認定を受けています。大野城市に転入予定ですが、転入前に転入先住宅の住宅改修はできますか？

転入後の住宅改修が困難な身体状況の場合は償還払方式のみ可能です。市に相談してください。住宅改修支給申請（完了報告）手続きは転入後になります。

Q5. 家族が営んでいる工務店などが施工した場合、支給対象になりますか？

本人又は家族によって住宅改修が行われるときは、材料の購入費のみが住宅改修費の支給対象となり、工賃は支給対象に含まれません。この場合も同様です。

Q6. 申請書に添付する写真について、カメラに日付機能がありません。

日付を記入した紙や黒板などを写真に写しこむなど、撮影日がわかるようにしてください。

Q7. 家を新築する際に手すりを設置します。その分の費用は、支給対象になりますか？

竣工日以降の設置の場合は対象となります。

Q8. 新たに便所を新設します。支給対象になりますか？

部屋（寝室・便所・洗面場など）を新設する場合は、対象になりません。

Q9. 夫婦ともに要介護（支援）認定者ですが、夫婦2人分の限度額を合算し、その金額を上限として申請することはできますか？

工事が1カ所みの場合は、費用のみを按分して申請することはできません。ただし、工事箇所が複数ある場合は、それぞれの工事を1人ずつ分けて申請することは可能です。詳しくは下記の例をご確認ください。

なお、申請者それぞれの身体的理由に見合った改修内容の申請であることが必要であり、同時に施工する場合も申請書はそれぞれ1人ずつ作成して提出してください。

(例) 夫（自力歩行）、妻（車いす使用）の夫婦が住宅改修で次の工事を行いたい

- ①スロープ設置（玄関・アプローチ）160,000円
- ②手すり取付（玄関） 30,000円
- ③手すり取付（浴室） 40,000円
- ※①のスロープを利用するのは妻のみ、②、③の手すりは夫婦ともに利用する

→①～③を全て妻分として申請した場合、限度額200,000円を超過するため、夫婦共に②、③の工事が必要な身体状況であれば、②、③の工事は、夫分、妻分どちらでも申請は可能。②または③のどちらかのみを夫分の申請とすることも、②、③両方を夫分の申請とすることもできる。

なお、①は妻のみが利用するため、夫分として申請はできない。

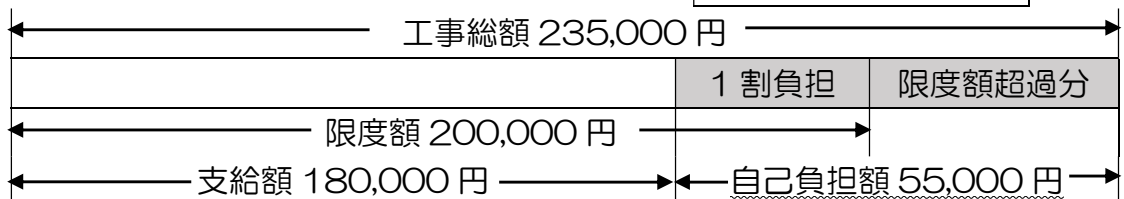
Q10. 工事費用が限度額を超える場合の負担額は、どのように計算されますか？

限度額を超えると、限度額内での利用者負担額に支給限度額を超えた額を加算した金額が負担額になります。詳しくは下記の例をご確認ください。

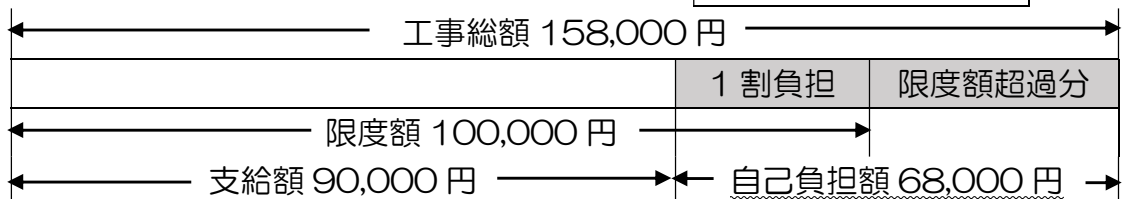
支給限度額を超えて支払いが発生する場合は、改修業者は必ず利用者に対してその旨を事前に説明し、了承を得てください。

※例1、2ともに1割負担の場合

(例1) 工事総額 235,000円、限度額 200,000円 → 自己負担額 55,000円



(例2) 工事総額 158,000円、限度額 100,000円 → 自己負担額 68,000円



(段差解消)

Q11. 上がり框に式台を置いたり、段差を2段にする工事は支給対象になりますか？

どちらも対象となります。式台は、固定する場合のみ対象となりますので、移動させることができる場合は対象となりません。

Q12. 段差解消に伴う工事を行うため、床を解体する必要がある場合の解体費用は支給対象になりますか？

対象となりますが、あくまで段差解消を行う上で必要な場合に限りです。

Q13. 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は支給対象になりますか？

動力により段差を解消する機器の設置は対象となりません。なお、リフトについては、移動式、固定式または据え置き式のものは福祉用具貸与の支給対象となります。

Q14. 段差解消のために浴室床のかさ上げを行った場合に必要となる次の①から③の工事については支給対象になりますか？

- ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、蛇口の位置を変更する
- ②浴室床が上がったことで浴槽底との高低差が増え、浴槽の出入りが困難になった場合に浴槽をかさ上げする
- ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが難しい場合の浴槽の改修又は取替

いずれも支給対象となります。

(床又は通路面の材料の変更)

Q15. 畳が古くなり、破損している(痛んでいる)ので取り替えたい。支給対象になりますか？

単なる老朽化や破損による取替えは住宅改修の対象にはなりません。

Q16. 階段に滑り止めのゴムを付けることは支給対象になりますか？

対象になります。また、滑りの防止を図るための床材や舗装材の表面の加工(溝をつけるなど)や階段にノンスリップをつけたり、カーペットを貼り付けたりする場合も対象になります。ノンスリップが突き出していたり、滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事にあたっては十分に注意が必要です。

Q17. 路盤の整備は付帯工事になりますか？

付帯工事として対象になります。

(引き戸等への扉の取替え)

Q18. 扉そのものは交換しないが、右開きを左開きに変更する工事は対象となりますか？

扉そのものを取替えない場合も、身体の状態に合わせて性能が変われば対象となります。

(洋式便器などへの便器の取替え)

Q19. 既存の洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便座に取り替える工事は支給対象となりますか？

洗浄機能等のみを目的として取り替える場合は対象となりません。

Q18. 洋式便器の高さを高くしたい場合、洋式便器をかさ上げする、便座の高さが高い洋式便器に取り替えるなどの工事については支給対象となりますか？

いずれも支給対象となります。ただし、便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事については、既存便器が古くなったことによる取替えの場合は認められません。また、段差の解消と同様、事前と事後の高さがわかるよう、写真や図面を提出してください。

《申請・問い合わせ先》

大野城市役所
長寿支援課 介護サービス担当
TEL 092-580-1860